
高槻市 立地適正化計画

平成 29 年 3 月



はじめに

日本の総人口は、平成 27 年の国勢調査で、大正 9 年の調査開始以降初めて人口減少となり、人口減少社会の到来がデータとしても明らかとなりました。

国においては、人口減少社会において持続可能な都市経営を行っていくため、医療・福祉・商業等の都市機能がまとまって立地し、住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直す「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えでまちづくりを進めていくことが重要とされ、平成 26 年に都市再生特別措置法を改正し、立地適正化計画制度を設けられました。

一方、高槻市では国に先駆けて、平成 18 年度に策定した都市計画マスタープランから「集約型都市づくり」を掲げ、無秩序な市街地の拡散を抑制する一方で、本市の玄関口にふさわしい都市機能の集積と高度化を図る JR 高槻駅北東地区都市開発事業など中心市街地の活性化に取り組んできました。その結果、中心市街地の人口増加や、まちの活力の向上につながるなど、コンパクトシティの形成に向けた取組を進めてきたところです。

しかしながら、本市は、高度経済成長期の昭和 30～40 年代にかけて全国的にもまれにみる人口急増を経験していることから、今後、急速な高齢化と中長期的には人口減少が予測されています。そのため、市民税の減少や社会保障関係費の増加、人口急増期に整備した多くの公共施設等の老朽化対策など、本市の行財政運営を取り巻く環境は極めて厳しくなることが予想されています。

このようなことから、今般、都市再生特別措置法に基づく「高槻市立地適正化計画」を策定いたしました。今後は、本計画を基軸に、将来にわたって誰もが住みやすく活力あるまちの実現を目指し、まちづくりをはじめ、医療・福祉・商業等の各種計画と連携しながら取組を進めてまいりますので、今後とも関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 29 年 3 月

高槻市長

濱田 剛史



【目次】

| | | |
|-----|------------------|----|
| 1 | 高槻市立地適正化計画について | 1 |
| 1-1 | 市のあらまし | 2 |
| 1-2 | 立地適正化計画制度の概要 | 3 |
| 1-3 | 計画の位置づけ | 4 |
| 1-4 | 計画区域 | 6 |
| 1-5 | 目標年次 | 6 |
| 2 | 現状と課題 | 7 |
| 2-1 | 立地適正化に係る現状 | 8 |
| 2-2 | 今後のまちづくりの課題 | 35 |
| 3 | まちづくりの理念と基本的な考え方 | 37 |
| 3-1 | 理念と方向性 | 38 |
| 3-2 | 居住誘導区域 | 40 |
| 3-3 | 都市機能誘導区域 | 44 |
| 3-4 | 誘導施設 | 46 |
| 3-5 | 都市機能誘導区域の区域詳細図 | 48 |
| 4 | 施策 | 57 |
| 4-1 | 届出制度 | 58 |
| 4-2 | 施策 | 60 |
| 5 | 計画の推進に向けて | 63 |
| 5-1 | 目標 | 64 |
| 5-2 | 進捗管理 | 65 |
| 6 | 参考資料 | 67 |
| 6-1 | 検討の体制 | 68 |
| 6-2 | 検討の経過 | 70 |